

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめ防止基本方針は、区立学校(以下「学校」という。)におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、世田谷区子ども条例等を踏まえ、本区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

宗徳防止

児童・生徒がいじめは決して許されないことを理解し、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくむため、児童会や生徒会、スクールボディ活動など、児童・生徒による主体的な取り組みへの支援を推進し、児童・生徒が安心して、自己肯定感や自己有用感などを感じられる学校・学級づくりを推進する。あわせて、いじめへの取り組みの重要性や学校などの姿勢、取り組みについて、積極的に保護者や地域へ発信し、学校、家庭、地域などが連携して、取り組みを推進するための啓発・啓発活動を推進する。

早期発見

すべての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気づく力を高めていくことが必要である。学校の教職員をはじめ、大人は児童・生徒に寄り添い、気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていく。いじめの兆候等を把握するための取り組みや、学校内外における教育相談体制の充実を図る。児童・生徒が「声」をあげやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組む。

早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止などに迅速に対応する。いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けている児童・生徒を積極的に守り通し、再発防止に向けた取り組みなどを徹底する。個々の教員がいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図り、組織的に対応する体制を整えていく。

家庭・地域との連携

いじめの問題に迅速かつ的確に対応するには、家庭や地域、関係機関と連携が重要である。そのため、区内のいじめ防止等に関する機関や団体などの連携を図るなど、家庭や地域、関係機関との適切な連携や情報を共有するしくみを構築していく。「世田谷区子ども人権擁護委員」と協働し、いじめへの対応等を行う。さらに、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめについて協働する機会を設定したり、地域運営委員会の学校運営委員会を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域が連携した対応を推進していく。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

- 第1章 総則(第1条~第10条)
第2章 いじめ防止基本方針等(第11条~第14条)
第3章 基本的施策(第15条~第21条)
第4章 いじめ防止等に関する措置(第22条~第27条)
第5章 重大事態への対応(第28条~第33条)
第6章 雑則(第34条~第35条)

世田谷区子ども条例(平成13年条例第64号)

- 第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。
2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

世田谷区子ども人権擁護委員(せたがやホット子どもサポート)

- 子ども条例第15条に基づく区長及び教育委員会の附属機関
○ 子どもの権利擁護に関する公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 区及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- 児童・生徒がいじめについて深く考え、理解するため、人権意識を高める指導や授業、道徳の授業の充実
児童・生徒が主体的に行う、いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む活動を支援
学校運営委員会などで、いじめの問題など、学校の課題を共有し、地域ぐるみで解決する取り組みの促進 など

(2) 関係機関等と連携した取り組みの推進

- 学校、せたがやホット子どもサポート委員などで構成する「世田谷区いじめ防止等対策連絡会」を通じて、関係機関及び団体の連携を図るなどいじめ防止等の対策を総合的効果的に行うため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した取り組みを推進
学校運営委員会や学校協議会、学校支援のボランティア組織などを積極的に連携・協働する体制の推進を支援
子どもの人権侵害にかかる問題等を、第三者の立場から調整・解決する取り組みを促進
法律等の専門家と連携し、いじめ等の学校の諸問題への相談・支援体制の整備 など

(3) いじめの早期発見と適切な対応の促進

- 心理や福祉の専門家などの活用、多様な相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置拡充の推進
関係機関・家庭・地域と連携した問題解決に取り組む。いじめの状況を適切に把握するための調査の実施 など

(4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- 教員がいじめの問題に適切に対応するための研修の充実や、カウンセリング能力等の向上のための研修の推進
生徒指導に係る職員体制の整備など、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる環境整備の推進 など

(5) インターネットを通じて行われているいじめ対策の推進

- ネットパトロールの強化など、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取り組みを促進
情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ活動の支援、保護者などへのネット問題等への理解啓発の推進 など

(6) 校務の効率化の支援等

- 教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切かつ組織的に取り組むための校務の改善への支援 など

(7) 啓発活動の推進

- 保護者や地域の方々などに、いじめの問題への取り組みの重要性などについて、理解を促すため、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を推進 など

(8) その他 対策推進のために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努める

2 学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は区の基本方針を参照し、各校の実情に応じ学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」)を策定
学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容などについて定める
学校は、学校基本方針を定め、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める

(2) 学校のいじめ防止等のための組織

- 学校は、いじめ防止等に効果的に取り組む組織を設置。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター等で構成
当該組織は、実施教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う
当該組織は、学校で重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導等の下、事実関係を明確にする調査を実施

(3) いじめの未然防止

- 全教職員の理解のもと、すべての教育活動を通じて、人権教育を推進
児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力を養う、道徳教育及び体験・体感活動を充実
一人ひとりの児童・生徒を大切に指導を展開し、受容的な雰囲気と規律を大切に学級経営をめざす
いじめ防止等に資する児童・生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進
情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ教育活動を推進し、ネットいじめ防止のための啓発活動を促進
校内研修の充実などを通して、教職員の指導力、資質の向上を図る
児童・生徒、保護者及び教職員に対して、いじめの防止の重要性に関する理解を深める啓発等を推進 など

(4) いじめの早期発見

- 日常的に児童・生徒の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、いじめの早期発見に努める
いじめに関する情報等を教職員全体で共有する取り組みを推進
教育委員会と連携し、いじめの実態を適切に把握するため、児童・生徒を対象とする調査の実施
児童・生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等をいつでも相談できる体制の整備 など

(5) いじめへの対応

- いじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的な事実確認を行うとともに、教育委員会に報告
いじめを受けた児童・生徒がいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保や心のケアなどの支援とともに、その保護者への情報提供及び支援。また、必要に応じて、他の保護者との情報共有を図る。
いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言等の実施
教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境確保
インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等のいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときの警察署との連携 など

3 学校に係る重大事態への対応

重大事態の定義

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
いじめにより児童・生徒が相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。

重大事態が発生した場合の対応

- ① 学校は、重大事態の発生を教育委員会を通して区長に報告
② 学校は、教育委員会の指導・助言又は支援のもと、学校が設置している「学校いじめ防止等のための組織」において調査実施
③ 学校の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は、区と教育委員会が調査を実施
④ 区と教育委員会の調査は、せたがやホット子どもサポート委員等が実施
⑤ 学校は、重大事態に関する調査の結果について、区長に報告
⑥ 区と教育委員会又は学校は、いじめを受けた当該児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報の提供